

認定被爆者について ~ 厚生労働大臣の認定~ ~

認定制度とは

認定制度とは、厚生労働大臣が、被爆者の病気やけがが原子爆弾の傷害作用に起因するものであることの認定（原爆症の認定）を行う制度です。

厚生労働大臣は、疾病・障害認定審査会に諮って、認定をするかどうかを決定します。

厚生労働大臣の認定を受けて、認定書を交付された方を「認定被爆者」といいます。

＜認定の要件＞

- ・病気やけがが、原子爆弾の傷害作用に起因すること（放射線起因性）。
- ・現在医療を必要とする状態であること（要医療性）。

なお、原爆症の認定に係る「新しい審査の方針」（平成25年12月16日改正）の概要は以下のとおりです。

○ 放射線起因性の判断

次のいずれかに該当する場合については、格段に反対すべき事由がない限り、放射線起因性を原則的に認定するものとするとされています。

1 積極的に認定する範囲

- (1) ①悪性腫瘍（固形がんなど）、②白血病、③副甲状腺機能亢進症の各疾病については、
 - ア 被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者
 - イ 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者。
 - ウ 原爆投下より約100時間経過後から約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者
- (2) ①心筋梗塞、②甲状腺機能低下症、③慢性肝炎・肝硬変の各疾病については、
 - ア 被爆地点が爆心地より約2.0km以内である者
 - イ 原爆投下より翌日までに爆心地から約1.0km以内に入市した者
- (3) 放射線白内障（加齢性白内障を除く）については、被爆地点が爆心地より約1.5kmである者。

2 上記1に該当する場合以外の申請

個別に申請者の被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等からその起因性を総合的に判断する。

○ 要医療性の判断

当該疾病等の状況に基づき、個別に判断するものとする。

＜申請手続＞

次の書類を持って保健所等へ申請してください。また、申請される疾病により審査に必要な書類が異なりますので、詳細は京都府健康対策課までお問い合わせ願います。

○ 持っていくもの

- (1) 「認定申請書」（様式3-1◆31ページ）
- (2) 「医師の意見書」（様式3-2◆32ページ）
- (3) 原爆症認定申請の添付書類の確認のための一覧表
(様式◆35~50ページ。疾病別に様式あり)
- (4) 「医療特別手当認定申請書」（様式4-1◆51ページ）
- (任意) 「健康診断個人票（精密検査用）」

認定被爆者に対する手当

認定被爆者（原爆症の認定を受けた被爆者）は、これまでどおり、医療費の自己負担分につき助成を受けられることに加えて、被爆者認定医療機関（16 ページ）等で、認定された病気やけがの治療が全額無料で受けられます。

また、以下のいずれかの手当が毎月支給されます。

(1) 医療特別手当

認定された病気やけがの状態が継続していると認められた場合に支給されます。

<申請手続>

原爆症の認定申請と同時に「医療特別手当認定申請書」（様式4-1 ◆51 ページ）を保健所等へ提出してください（16 ページ参照）。

※ この手当を受けている方は、原則として3年ごとの5月に次の書類を保健所等へ提出することが必要です。（様式等は、健康対策課から送付します。）

（1）「医療特別手当健康状況届」（様式4-3）

（2）「診断書（医療特別手当用）」（様式10号）…申請日前1か月以内に作成されたもの

※ 認定された病気やけがについて、未受診である場合や、手術など根本的な治療から一定期間が経過し、経過観察のみ行っている場合は治ゆしていると判断されることがあります。治ゆしていると認められた場合は医療特別手当の支給は終了します。

(2) 特別手当

認定された病気やけがが治ゆしていると認められた場合に申請することで、終身支給されます。

<申請手続>

「特別手当認定申請書」を保健所等へ提出してください。（様式は、健康対策課から送付します。）

※ 詳しいことは京都府健康対策課（075-414-4736）にお問い合わせください。